

令和8年6月12日

公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構
不正・逸脱行為対応委員長 森 壱

医学生共用試験 CBT 逸脱事案発生報告

わが国において医学部の学生は、高学年になると「臨床実習」を行います。この「臨床実習」では患者さんに限られた範囲での医行為を行います（「診療参加型」という）。令和5年度から公的化された共用試験に合格することが、診療参加型臨床実習への参加の前提条件、そして、将来の医師国家試験の受験要件として医師法にて位置づけられました。当機構は、国の指定を受けて共用試験を実施する機関であり、全国の医学部・医科大学及び歯学部・歯科大学が会員として所属し、試験実施や試験問題の管理等を行っています。

この「共用試験」は、2つの試験から構成されています。一つは、コンピュータ画面に試験問題が提示される CBT（Computer Based Testing）で、臨床実習に必要な知識を評価する試験です。もう一つは、OSCE（Objective Structured Clinical Examination：客観的臨床能力試験）で、模擬患者さんへの面接やシミュレータを用いた各種の課題に対して適切に対応できるか、態度や技能が備わっているかを評価する試験です。

今回、不適切な事案が発生しましたので、その内容を以下にご報告します。令和8年3月に「神戸大学医学部の学生が『CBT 頻出禁忌パターン』や『OSCE 対策』と称するコンテンツをオンラインプラットフォームに掲載し、その一部を有料で販売している」という情報が当機構に届きました。調査の結果、実際の試験問題の漏洩は確認されませんでした。共用試験に名を借りて利潤を得ようとする営利行為であると判断しました。これは、受験者が試験前に署名している同意書で禁止されている「営利目的への加担等、試験の信頼性や公平性が損なわれるような行為」に該当する、医学生としての倫理観や責任感を欠く不適切な行為です。

これに対しては、神戸大学から当機構に「本事案を共用試験の社会的信頼を損なう極めて不適切な行為と重く受け止め、同大学の学生懲戒規則に則り、医学部長名で当該学生に対して文書による厳重注意を行った」、「医学部長や関係教員の責任を明確にし、医学科在籍の全学生に対する守秘義務の再周知や、試験実施の節目ごとの反復的な確認など、再発防止に向けた抜本的な指導体制の見直しを講じた」との報告がありました。

当機構では、本事案を共用試験の信頼を揺るがせかねないこととして、神戸大学の医学部長等へ対面での直接注意を行うとともに、全国の医学部長宛に学生への注意喚起文書を発出しました。あわせて、受験者が試験前に署名する同意書に「試験問題の漏洩、営利目的への加担および共用試験の名のもとに利潤を得ようとする行為等、試験の信頼性や公平性が損なわれる行為は固く禁止されています」との補遺文を追加する措置を講じました。

当機構は、今後も、国民の皆様から信頼される医師の養成に携わる組織の一員として、「共用試験」の公正な実施に努めてまいりますので、引き続きのご理解とご協力をよろしく願います。